

平成 28 年 7 月 11 日

近検協第 28-027 号

報告会社 御中

一般社団法人

近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 28 年度 6 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、6 月度の受付台数は 12,734 台で本年度累計は 34,622 台となり、前年同月比 101.6%、前年度累計比は 100.5%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 京都府山城南土木事務所(301-03)へ報告の物件について

これまで当土木事務所宛の報告書において、報告書(第二面)1項が不明な場合に、報告書(第二面)【8. 備考】へ不明である旨の記載をしていただいていたましたが、今後は記載不要との連絡を受けましたので、報告書(第二面)第1項の内容を調査しても不明な場合は【8. 備考】への記載は不要です。

2. 既設エレベーターに戸開走行保護装置等を設置した場合の手続きについて

近畿建築行政会議において、既設エレベーターに戸開走行保護装置等(戸開走行保護装置及びP波感知型地震時管制運転装置)を設置した際の手続きについて、近畿2府4県の運用が統一されました。詳細は【別紙1】を参照してください。

なお、これまでは既設物件に戸開走行保護装置を設置する場合、第12条5項の報告を求めていた特定行政庁もありましたが、上記運用にともない第12条5項の報告は不要となります。

3. 大阪府からの指導について

法改正にともなう報告書様式の運用とかごが住戸内のみを昇降する昇降機の定期検査報告の運用について下記3点の指導がありました。

本運用は、大阪府内の全ての特定行政庁共通の運用となります。

(1) 昇降機報告書旧様式の提出について(通知)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【別紙2】

旧様式で提出する際の訂正要領について指示されています。

なお、検査実施日が平成28年5月31日以前の物件において、旧様式の報告書・概要書を訂正して提出されるケースが散見されますのでご注意ください。

- (2) かがが住戸内のみを昇降する昇降機の定期検査報告について（お知らせ）・・・【別紙 3】所有者様（管理者様）および検査者向けのお知らせとなっています。また、所有者様（管理者様）へ配布もしくは、説明用に活用ください。
- (3) かがが住戸内のみを昇降する昇降機の定期検査報告の取扱いについて（通知）・・・【別紙 4】所有者様（管理者様）が定期検査報告を要望され、定期検査報告書が提出された場合の対応について指示されています。
- <注意>
- ① 本件は今年度限りの対応です。
 - ② 新規報告は受付されません。
 - ③ 要是正があった場合は、事前に特定行政庁に対応を確認してください。
 - ④ 建物用途が個人住宅に変わった際は、除外申請書を提出していただいておりますが、添付資料が必要な特定行政庁もありますので、事前に特定行政庁に確認してください。ただし、大阪府と大阪市は添付資料の提出は不要です。
 - ⑤ 概要書は要是正指摘があった時に作成してください。

4. 平成 28 年度 昇降機等検査資格者地域講習会について

昇降機等検査資格者地域講習会を下記日程で開催いたします。

受講申込み等詳細は【別紙 5】を参照してください。

第 1 回：平成 28 年 9 月 5 日（月）13：30～16：30

第 2 回：平成 28 年 9 月 9 日（金）13：30～16：30

5. 法改正にともなう報告書様式の経過措置について

平成 28 年 6 月 1 日に法改正が施行され、報告書の様式についても改正されていますが、経過措置として、旧様式の一部を修正して報告することも可能としています。

この経過措置の期間を平成 28 年 9 月 30 日とさせていただきます。

検査報告書の協議会受付が平成 28 年 10 月 1 日以降の物件については、新様式にて報告してください。旧様式で報告された場合は返却させていただきます。

以上